

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 件名  | 愛媛県医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例 |
| 主管課   | 医療対策課                   |
| 根拠法令等   |                         |
| <p><b>【改正の概要】</b></p> <p>将来、県内の地域医療に従事しようとする医学生等に対し奨学金を貸与する「地域医療医師確保短期奨学金」について、新たに、県内で特に医師が不足している診療科（特定診療科）の医師としての業務に従事しようとする者に対する奨学金の金額を増額することに伴い、医師確保奨学基金の額を増額する等のため、愛媛県医師確保奨学基金条例を改正する。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県医師確保奨学基金条例において規定している基金額の変更<br/>基金額 1 億円→2 億円</li> <li>・特定診療科枠の定義の整備</li> </ul> <p>&lt;質疑応答地域医療医師確保短期奨学金の概要&gt;</p> <p>1 現行制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度実施 平成 21 年度～</li> <li>・対象者 将来、愛媛県内で医療に従事する医学生、初期臨床研修医、後期研修医</li> <li>・貸与期間 2～4 年間</li> <li>・貸与総額 2,400 千円～4,800 千円（月額 100 千円）</li> <li>・返還免除 貸与期間と同期間、県が指定する医療機関に勤務要件</li> </ul> <p>2 特定診療科枠（追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度実施 令和 2 年度～</li> <li>・対象者 将来、愛媛県内で医療に従事する医学生、初期臨床研修医、後期研修医</li> <li>・貸与期間 2～4 年間</li> <li>・貸与総額 4,800 千円～9,600 千円（月額 200 千円）</li> <li>・返還免除 県が指定する特定診療科の医師として、貸与期間と同期間、県が指定する医療機関に勤務</li> </ul> |                         |
| 施行日   | 令和 2 年 4 月 1 日          |
| <p><b>【その他参考事項】</b></p>   |                         |